

クラウドファンディング取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本車いすラグビー連盟(以下、「当法人」という。)におけるクラウドファンディングを利用した寄附金の募集をする際の事務取扱について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ①クラウドファンディング インターネットを通じて不特定多数の者に寄附金を募り、賛同を得た者から寄附金を得ること。
- ②実施者 クラウドファンディング事業(以下「事業」という。)を実施する当法人の委員会等に属する委員。
- ③クラウドファンディング事業者(以下、「事業者」という。) 当法人がクラウドファンディングを利用するために選定した個人又は法人。事業者は実施者に代わりクラウドファンディングの企画・広告・支援金の受入管理・寄附金の受け渡し等の事務を行う。
- ④支援者 事業者を介して当法人に寄附を行った個人又は法人。

(利用条件)

第3条 クラウドファンディングは、次のいずれかに該当する場合は、利用することができない。

- ①金品又は対価性のあるものによる返礼を前提とする場合。
- ②当法人の寄附金等取扱規程(以下「寄附規程」という。)第3条に規定する目的に沿わない場合。
- ③当法人が社会的な信頼を損なうおそれのある事業。
- ④その他、理事長が当該事業を実施することが適当でないと認めた場合。

(利用手続)

第4条 実施者は、希望する事業の概要及び使用目的等を所定の「クラウドファンディング実施申請書」にまとめ、理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項の申請を受けた場合において、その実施の可否を決定し、当該実施者にその旨の通知をするものとする。

(収支決算報告)

第5条 実施者は事業者に命じて収支決算報告書を提出させなければならない。

2 実施者は当該収支決算報告書を理事会に提出しなければならない。

(寄附金の取扱い及び管理)

第6条 事業により得た寄附金の取扱い及び管理については、この規程に定めるもののほか、会計規程等の諸規程の定めるところによるものとする。

(補足)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附則

この規程は、2019年9月14日から施行する。

2021年3月6日改訂

年 月 日

一般社団法人車いすラグビー連盟 理事長 殿

委員会名: _____

氏名: _____ (印)

電話: _____

e-mail: _____

クラウドファンディング実施申請書

クラウドファンディングを活用したいので申請します。

なお、公表する事業内容に責任を負うとともに、事業を誠実に遂行します。

事業名称	
事業目的	<input type="checkbox"/> 強化 <input type="checkbox"/> 企画 <input type="checkbox"/> その他
事業内容	
事業実施開始予定日	年 月 日
目標金額	円
使用経費内訳 (目標金額と一致)	
募集開始予定日 及び募集期間	募集開始予定日 年 月 日 募集期間 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

以上